

チャレンジ鹿児島労働局（23年5月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

4月の有効求人倍率は 0.53倍で

前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.53倍となり、前月(0.52倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.83倍となり、前月(0.89倍)を0.06ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比6.5%の増となり、15ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(30.4%増)は15ヶ月連続の増加、製造業(18.1%減)は3ヶ月連続の減少、運輸業、郵便業(8.1%減)は4ヶ月ぶりの減少、卸売業、小売業(4.3%増)は2ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(1.6%増)は4ヶ月連続の増加、医療・福祉(22.9%増)は15ヶ月連続の増加、サービス業(17.0%増)は4ヶ月連続の増加となり、製造業と運輸業、郵便業を除く主要産業で増加となりました。

新規求職者数は前年同月比5.3%の減となり、2ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(0.0%減)は2ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者(6.6%減)も2ヶ月連続の減少、無業求職者(6.5%減)は3ヶ月ぶりの減少となりました。

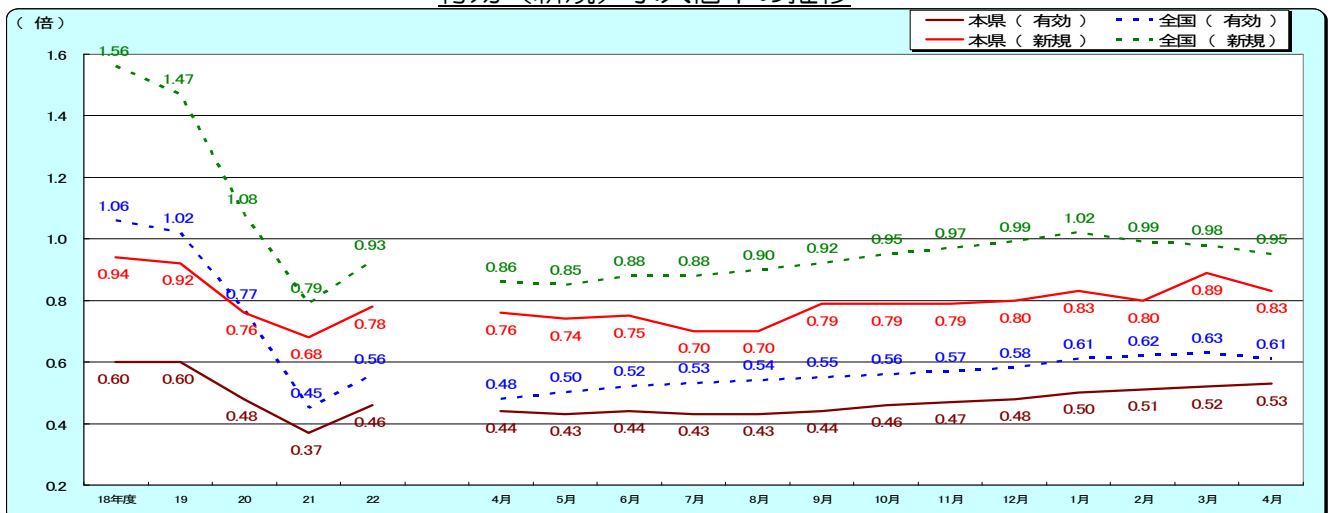
離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(14.5%減)は17ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(0.7%減)は2ヶ月連続の減少となりました。

政府の5月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」と判断を据え置き、雇用情勢については、「依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられる。ただし、東日本大震災の影響により一部に弱い動きがみられる。」と報告されています。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が増加傾向で推移しているものの、一部の産業による大幅な求人の増加、緊急雇用対策事業求人の下支えが大きく、また、有効求職者数は平年と比べると高水準で推移していることから、有効求人倍率では改善の動きがみられるものの、依然として、厳しい状況が続いています。また、先の東日本大震災による影響が懸念されるところであり、今後の動向を注視する必要があります。

鹿児島労働局では、厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」及び10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に盛り込まれた雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。
(職業安定部職業安定課)

有効(新規)求人倍率の推移



労働保険の申告・納付は7月11日までに、お願いします

平成23年度の労働保険の年度更新時期は、6月1日（水）から7月11日（月）までです。

鹿児島労働局では、6月1日（水）から7月11日（月）までの期間、労働保険徴収室を始め県内の29会場で、労働保険料の概算・確定申告の受付を行う予定です。郵送やインターネットによる受付もできます。

また、全ての労災保険適用事業主には、石綿健康被害救済のための一般拠出金も労働保険料と同時に申告・納付していただくことになります。

事業主の皆様には、法定期限の7月11日（月）までに労働保険料の申告・納付をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今年度から、年度更新の受付・審査事務の一部を外部に委託しております。受付方法の一部が変更されており、また申告内容について委託者（民間事業者）から事業所へ照会させていただくことがあります。

労働保険料は、

○業務上又は通勤途中における負傷等に対して必要な保険給付（労災保険）

○失業した場合等に生活の安定を図り求職活動を行うための保険給付（雇用保険）

○事業主が経済上の理由により事業の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者の雇用を維持するための助成（雇用調整助成金）

等といったセーフティネットの基になるものです。

（総務部労働保険徴収室）

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業 の実施について

平成22年6月と12月に開かれた第4回及び第6回の雇用戦略対話での政労使合意により、2020年までの目標として、「できる限り早期に全国最低賃金は800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」、また、「最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされました。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、三つの事業を実施することになりました。一つは厚生労働省本省が実施し、二つは都道府県労働局が実施します。鹿児島労働局が実施する二つの支援事業について、お知らせします。

- 一つ目は、平成23年4月から実施されている「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」です。

これは、中小企業がその事業場の最も低い時間給を、4年以内に計画的に800円に引き上げることを内容とする賃金引き上げ計画を策定し、この計画に従って1年あたり40円以上となる引き上げを実施する場合において、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、業務改善を実施するための研修等の必要な経費について、100万円を限度としてかかった費用の2分の1を助成するものです。

- 二つ目は、その前段階としての支援事業です。

最低賃金の引上げを行うために、生産性の向上等の経営改善を通じて賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の見直しにワンストップで対応するために、平成23年5月から、鹿児島市に「最低賃金総合相談支援センター（鹿児島県社会保険労務士会内）」を、また、霧島地区に「最低賃金相談支援コーナー（榊梅コンサル始良営業所内）」を設置しました。

このセンター及びコーナーは、無料で最低賃金の引き上げに向けた事業場の相談に対処します。直接おいでいただくか、又は電話でもかまいません。皆様の、多数のご相談をお待ちしています。

（労働基準部賃金室）

※参考

- 厚生労働省の実施する事業

全国規模の業界団体に接客研修や、共同購入などのコスト削減の取組などへの助成を行うもの。

- 鹿児島県最低賃金 642円（平成22年10月28日～）

事業場におけるメンタルヘルス対策に メンタルヘルス対策支援センターをご利用ください

事業場におけるメンタルヘルス対策への取組はまだまだ低調です。

メンタルヘルス対策支援センターは、職場のメンタルヘルス対策の関係者に対して、個別課題への問題解決に係る相談対応、専門家による個別事業場への訪問支援、管理監督者に対する教育等を行い、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期対応、休業者の円滑な職場復帰等の事業場における活動を総合的に支援します。

提供するサービスは全て無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

<メンタルヘルス対策支援センター>

所在地：鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F

(鹿児島産業保健推進センター内)

電 話：099-252-8002

(労働基準部健康安全課)

夏に向けて職場の熱中症予防に努めましょう

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分等のバランスが崩れる等により発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、死に至る場合もあります。昨年は鹿児島においても、職場で熱中症による死亡災害が1件発生しています。

鹿児島労働局では、これから夏に向けて、高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施していきます。

熱中症予防対策の詳細については、「熱中症を防ごう！」（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>）のパンフレットをご参照ください。 （労働基準部健康安全課）